農業経営基盤強化の促進に関する

基本的な構想

令和4年3月

愛別町

目 次

第1 1 2 3 4	愛別町農業の現状と課題 農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき 農業経営の指標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第4 1 2	目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1 1 1 2 1 8 2 3 2 4 2 5
第 6 第 7		2 6 2 6

別紙1 第5の1の(1)の⑥関係

別紙2 第5の1の(2)関係

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 愛別町農業の概況

愛別町は北海道中央部に広がる上川盆地の北東部に位置し、北海道の屋根である大雪山連邦の麓に位置する町である。総面積 250.13 kmのうち約 1,800ha の農地があり、石狩川、愛別川とその支流が作り出した肥沃な農地で稲作を主体とする農業を展開しており、うるち・もち・酒造好適米のほか飼料用米やホールクロップサイレージを含む稲作を中心に、小麦・大豆・そば等の土地利用型作物の作付けや、きゅうり・米ナスをはじめとする施設園芸により複合経営を実践している。

また、国の減反政策の推進により、昭和 47 年に「えのき茸」の栽培を開始したことを契機に、えのき茸、まいたけ、なめこ、しいたけなどの生産品種を拡大し、北海道有数のきのこ生産地としても知られている。

現在は、米を中心とした耕種農業、きのこ、肉牛の飼育や養鶏による畜産業が連携した農業を展開している。

2 愛別町農業の現状と課題

愛別町の農地の約9割は水田であり、土地利用型の農業経営体(自給を目的とした経営体を除く)は令和3年度で81戸であり、5年前の平成28年度と比較すると32戸減少しており、一戸当たりの経営面積は令和3年度で18.2haであり、平成28年度の13.2ha比較すると5ha拡大している。

この現状は、各地区の担い手として農業経営の法人化を推進してきたことも一因ではあるが、 農業者の高齢化により離農が進み、農家子弟の継承を含む新規就農も限定的であることから、 担い手に農地集積がより一層進んでいるものと考えられ、今後もこの状況は拡大していくもの と予想される。

耕種農業においては、このような状況下においても農地面積を維持し農業所得を拡大していくため、国営緊急農地再編整備事業によるほ場の大区画化及び透排水性の改善を目的としたほ場整備に取り組んでおり、整備後はほ場の作業性を更に向上させるため、ICT 技術を活用したスマート農業の展開や新たな栽培技術の導入により、農作業の省力化・効率化や経費の削減、農産物の単収向上などによって農業経営基盤の安定を図っていくことが課題となっている。

また、きのこや畜産業では、近年、販売価格の低迷や原材料費の高騰により、厳しい経営状況が続いていることから、農畜産物の高付加価値化やブランド化を図るとともに、生産体系・作業体系の見直しによりコスト低減に取り組み、経営の安定を図っていく必要がある。

3 農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向

(1) 基本的な考え方

愛別町農業が持続的に発展していくためには、関係機関が連携し、農業経営基盤の強化を 促進するための各種施策を講じることで、農業生産額の増大や生産コストの縮減による農業 所得の増大と6次産業化による農業経営の多角化の取組を推進するとともに、農業経営体を 支える営農支援組織の育成を行うなど、効率的かつ安定的で多様な農業経営を育成・確保し、 これらの担い手への農用地の利用集積・集約化を促進する。

また、持続可能な開発目標(SDGs)の目標の一つである持続可能な農業生産を進めるため、環境と調和した農業を推進する。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間

農業が職業として選択できる魅力あるのあるものとするため、愛別町又はその近隣の市町村において既に実現している優良な経営の事例を踏まえ、主たる従事者が地域における他産業従事者と遜色のない年間労働時間の水準を達成しつつ、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を確保できる効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努める。

なお、目標とする所得水準及び労働時間は次のとおりとする。

目標年間農業所得	主たる従事者1人当たり	おおむね 480 万円
目標年間労働時間	主たる従事者1人当たり	おおむね 2,000 時間

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標とする所得水準及び労働時間

自ら農業経営を開始しようとする青年等(法人の場合にあっては主たる従事者)の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、(2)に定める水準をおおむね達成することを目標とする。

ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者に あっては、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始5年後の所得水準は、おお むね5割の達成を目標とする。

(4) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保

ア 認定農業者制度の活用

効率的かつ安定的な農業経営の改善を促進するため、認定農業者制度を活用し、農業経営改善計画の作成指導や認定後の農業経営改善計画達成に向けた愛別町、愛別町農業委員会、上川中央農業協同組合、上川農業改良普及センター等により組織する「あいべつ農業振興センター」による指導・助言、女性や若い世代、高齢者の能力を活かすための夫婦・親子間の農業経営改善計画の共同申請を推進する。

また、認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮しながら経営展開できるよう、 担い手への農用地の利用集積・集約化やICT等の省力化技術の導入等の推進及び経営所 得安定対策、低利融資制度など各種支援施策の活用を支援する。

イ 農業経営の法人化の推進

農業経営の法人化は、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、地域の農地や優れた技術の円滑な継承など経営安定・発展の効果が期待されることから、税理士等の専門家や先

進的な農業者による指導等を通じ、法人化のメリットや手続、財務・労務管理に関する情報やノウハウ等の普及啓発によって、農業経営の法人化を推進する。

また、法人経営体数を令和5年度(2023年度)までに5万法人とする国の目標や、令和12年度(2030年度)における農業法人数を5,500経営体とする北海道農業経営基盤強化促進基本方針の目標を踏まえ、愛別町の令和12年度における農業法人数の目標数を22経営体(令和3年1月現在:20経営体)とし、農業経営の法人化を推進する。

ウ 集落営農の組織化・法人化の推進

傾斜地等の条件不利地や農業従事者の高齢化、担い手不足が深刻化し、地域農業を担う 個別経営や法人経営の育成・確保が当面難しい地域においては、農地利用改善団体や中山 間地域等直接支払交付金における集落組織などが連携して、地域の将来像についての話し 合い活動を重ね、担い手を明確化し、農用地の利用集積・集約化の方向を定める取組を推 進することにより、集落営農の組織化及び将来的な集落営農の法人化を推進する。

エ 新規就農者の育成・確保

愛別町農業が、将来に向け持続的に発展していくためには、次代を担う新規就農者の育成・確保を図る必要があるため、農業への理解の醸成と関心の喚起に向けた取組を推進するほか、雇用就農を含めた就農促進に向けた情報提供や相談活動に取り組むことが重要である。

また、優れた経営感覚を身につけ、就農後における早期の経営安定を図るため、農業大学校等における実践的な研修教育や農業改良普及センターによる技術・経営指導、指導農業士等との連携など研修体制の充実・強化等により、就農から経営安定までの総合的な支援や受入体制づくりを推進する。

就農希望者の経営に必要な農地や機械等の確保及び初期投資等による負担軽減のため、 各種支援策の活用を推進する。

家族経営体における経営移譲や第三者経営継承、組織経営体の構成員の世代交代など、次の世代の担い手へ地域の農地や優れた技術を円滑に継承する取組を推進する。

オ 労働力不足への対応

農家戸数の減少や1戸当たりの耕作面積の拡大、農業従事者の高齢化などによる慢性的な労働力不足に対応するため、若者、女性、他産業を退職した人材や外国人材などの多様な人材の確保と、障がい者の社会参画と農業経営の発展の双方を実現する「農福連携」により、雇用労働力の安定的な確保とマッチングに向けた取組を推進する。

また、ICT技術の活用等スマート農業などの省力化生産技術、労働力不足に対応した 生産技術等を積極的に推進する。

カ 女性農業者が活躍できる環境づくり

農業・農村の活性化につながる女性の経営・社会参画を促進するため、女性農業者の経営管理や生産技術等の向上、若い世代の女性農業者のネットワーク強化やグループ活動の活性化等により、女性農業者が活躍できる環境づくりを進め、持続可能な開発目標(SDGs)の目標の一つである男女平等参画や女性の活躍を推進する。

(5)農用地の利用集積と集約化

「人・農地プラン」により描かれた地域の将来像の実現に向けて、利用権設定等促進事業、 農用地利用改善事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業等の農地流動化施策 を推進し、効率的かつ安定的な農業経営への計画的な農用地の利用集積・集約化を促進する。

(6) 多様な農業経営の育成・確保

高収益作目やクリーン・有機農業の導入による農業経営の複合化や、農畜産物の加工や直接販売を行う6次産業化による多角化など、自らの創意工夫を活かした多様な農業経営の育成・確保を図る。

(7) 営農支援体制の整備

生産性の向上や労働負担の軽減などを図るため、コントラクター、TMRセンターなどの 営農支援組織の育成や体制整備を推進し、共同作業体系の確立、オペレーターなどの雇用の マッチングに向けた取組を推進するなど、多様な人材の確保と円滑な運営を促進する。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

愛別町の令和3年の新規就農者は3人であり、数年間で大きな増減はなく親元就農が中心となっているが、基幹作物である水稲の産地として生産量の維持・確保を図っていくためには、農外からの就農者を含めた地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、愛別町は青年に農業を職業として選択してもらえるよう、 将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を 営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた年間670人の新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、愛別町においては5年間で8人以上の新規就農者の育成・確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

自ら農業経営を開始しようとする青年等(法人の場合にあっては主たる従事者)の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、愛別町又はその近隣の市町村において既に実現している優良な経営の事例を踏まえ、主たる従事者が、地域における他産業従事者と遜色のない年間労働時間(主たる従事者1人当たり2,000時間程度)及び、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得(1経営体あたり おおむね480万円)を目標とする。

ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあっては、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始5年後の所得水準は、主たる従事者1人当たりの年間農業所得240万円程度を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた愛別町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには 雇用就農を含めた就農促進に向けた情報提供や相談活動に取り組むことが重要である。その ため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技 術・経営面については上川農業改良普及センターや上川中央農業協同組合が重点的な指導を 行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へ と誘導していく。

(4) 地域ごとに推進する取組

新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に向けた取組は町内一円で実施するため、地域ごとに推進する取組は設定しない。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の3の(2)に示した目標を達成しうる効率的かつ安定的な農業経営の指標として、愛別町又は周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、愛別町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農類型 経営規模 生産方式 経営の方向と 経営管理の方法 農業従事の	態様等
--	-----

① 水稲専業	・水稲 20.0ha〈経営面積〉20.0ha	(資本装備) ・トラクター (100ps) 1台 台台 台台 1台 台台 1台 台台 1台 台台 1台 台台 1台 日台 1 日 1 日	・複式簿記記帳により経営と家計との分離・パソコンによる移・一の労務・青色申告の実施	確保 ・農作業の共同化 による作業時間の 短縮
--------	--	--	---	-------------------------

② 水稲畑作複合	《作付面積》 ・水稲 12.0ha ・小麦 3.0ha ・大豆 3.0ha ・路地野菜 2.0ha 《経営面積》 20.0ha	(資本装備) ・ トラクター (100ps) 1台 ・ トラクター (50ps) 1台 ・ トラクター (50ps) 1台 ・ トラクター (50ps) 1台 ・ 日植機 (8条) 1台 ・ 自 機 (8条) 1台 ・ 自 脱型 製施 では、 100坪) 10棟 ・ 市ラック (2t) 1台 ・ 軽トラック (2t) 1台 ・ 軽トラック (4WD) 1台 ・ 中人の世の 1台 ・ 代の他の機械施設装による ・ での他の機械を発送による ・ での出ている。 とままでは、 10・ では、 10 を表します。 1台 と 1台 と 1 を表します。 1台 と 1台 と 1 を表します。 1 を表します。 1台 と 1 を表します。 1	・複な常との発生を表現である。 ・複なでは、 ・複なでは、 ・複なでは、 ・変をできる。 ・変をできるできる。 ・変をできる。 ・変をできる。 ・変をできるできるできる。 ・変をできるできるできる。 ・変をできるできるできるできる。 ・変をできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるで	確保 ・農作業の共同化 による作業時間の 短縮 ・農繁期の臨時雇 用従事者の確保
③水稲野菜複合	〈作付面積等〉 ・水稲 10.0ha ・きゅうり 0.06ha ・米なす 0.03ha 〈経営面積〉 10.09ha	《資本装備》 ・トラクター (100ps) 1台 ・トラクター (50ps) 1台 ・トラクター (50ps) 1台 ・トラクター (50ps) 1台 ・日台 ・日台 ・日台 ・日台 ・日台 ・日 ・日 ・日 ・日 ・日 ・日 ・日 ・日 ・日 ・日 ・日 ・日 ・日	・複式簿記記帳により経営と家計との分離・パコンによる経済・日本の実施・作物別原価の把握と分析・市場動向に的の生産・販売・販売・販売・販売・販売・ファールのでは、カールのでは	確保 ・農作業の共同化 による作業時間の 短縮 ・農繁期の臨時雇 用従事者の確保

④肉牛専業	〈作付面積等〉 ・牧草 15.0ha ・デントコーン 10.0ha	・土壌診断に基づく土り・病害虫の適期防除(作業機)・トラクター(70ps)・農用トラック(4t)	づく 2台 2台	・複式簿記記帳 により経営と 家計との分離	・定期的な休日の確保
	〈飼養頭数〉 肥育牛 100頭	 ・展用トノツク(41) ・タイヤショへ、ル(80ps) ・ロールシュレッタ、 ・ブ・ロート、キャスタ ・モアコンデ、イショナ ・ロールへ、一ラー ・ラッヒ。ソケ、マシーン 	2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	を図る ・パソコンによる経 営計画・労務・財務 ・ほ場管理、青色申 告の実施	 臨時雇用従事者の確保 ヘルハペー制度の活用 〈家族労働〉 ・主従事者 1人
		(施 設) ・牛舎 ・乾草庫 ・堆肥舎	1棟 2棟 1棟		・補助従事者 1人 (主たる従事者 2,000時間/1人)

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営の方向と 経営管理の方法	農業従事の態様等	
------	------	------	-------------------	----------	--

(5) 水稲畑作複合	〈作付面積〉 ・水稲 55.0ha ・大豆 8.0ha ・小麦 6.0ha ・そば 6.0ha ・野菜(南瓜) 2.0ha 〈経営面積〉 77.0ha	(資) (100ps) 3台台台台 (100ps) 3台台台台 (100ps) 3台台台台台 (100ps) 20ps 2台台台台台台台台台台台台台台台台台台台台台台台台台台台台台台台台台台台台	・複経の離・営・告・と・対・関係を変われている。対している。では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	・定期的な休日の確保 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 ・社会保険等の加入 〈労働〉・主補助ででは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、
------------	---	---	---	---

- (注) 1 「第1に示した目標」である主たる従事者が「他産業従事者と遜色のない年間労働時間(目標年間労働時間)2,000時間」で「他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得(目標年間農業所得)おおむね480万円以上」を達成しうる経営類型を例示した。
 - 2 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者が目標とする所得の額が第1で掲げた目標に到達することを基本とする。
 - 3 経営規模欄の「水稲」の作付面積については、需給状況等に応じて、生産数量の目安の増減があることから、加工用米・飼料用米・ホールクロップ サルージ 等の生産調整作物を含めた面積で例示した。
- 第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごと の新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の4の(2)に示した目標を達成しうる青年等が目標とすべき農業経営の指標は、第2

に定めるものと同様である。

ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあっては、 指標を例示すると次のとおりである。

営農類型	経営規模	生産方式	経営の方向と 経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲野菜複合	〈作付面積等〉・水稲 8.0ha・きゅうり 0.03ha・米なす 0.01ha〈経営面積〉8.04ha	(資本装備) ・トラクター (70ps) 1台 ・育苗パウプハウス (100坪) 4棟 ・野菜ハウス (100坪) 2棟 ・軽トラック (4WD) 1台 その他の機械施設装備は共 同利用や作業委託による 〈その他〉 ・基本技術の習得・向上 ・土壌診断に基づく土づくり ・病害虫の適期防除	・複式簿記帳により経営と家計との分離・パコンによるをするとのができませる。 では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	確保 ・農作業の共同化 による作業時間の 短縮 ・農繁期の臨時雇 用従事者の確保

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

愛別町農業の持続的な発展を図るため、第2に例示するような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用(農作業受託面積を含む。)の集積に関する目標を、次のとおりとする。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	備考
愛別町農用地面積の95%程度	

(注) 「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標」は、おおむね10年後(R12)を見通して設定し、この場合、農用地の利用には利用権の設定等を受けたもののほか、水稲においては基幹3作業(耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀)の全てを受託している面積、その他の作目においては主な基幹作業を受託している面積を含めるものとします。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

農業者の高齢化と後継者不足による離農により、放出される農地については今後の 条件不利地ほど遊休化や荒廃が懸念されるなか、現在における認定農業者への農地の 集積状況は、約92%となっている。

このような状況の中で、効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保する取組みと併せて、地域内の作付動向に配慮しながら、農地中間管理事業、農地保有合理化事業 (特例事業)などの各種農地流動化施策を積極的に推進する。

また、認定農業者の育成確保、法人(集落営農)等への誘導、新規就農者の育成確保を図るとともに、適正な輪作体系の整備推進や農作業受委託による実質的な作業の拡大を図ることを視野に、担い手の経営基盤強化に資する農用地の集約化を進めていくため、国営緊急農地再編整備事業などの基盤整備事業を活用し、農地の大区画化・汎用化による作業効率の向上を目的とした生産基盤の整備を推進する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

愛別町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、愛別町農業の地域特性を十分に踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

愛別町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 国営緊急農地再編整備事業実施地区

厚生・伏古・協和・愛別・豊里・中央・愛山地区については、国営緊急農地再編整備 事業により、ほ場の大区画化や暗渠施工、用排水路・農道の整備が実施されることか ら、利用権設定等促進事業や農地中間管理事業、売買等による効率的かつ安定的な農業 経営を営む者に対する農用地の集積を重点的に実施する。

イ 上記以外の地区

金富地区及びほ場整備を実施しない地区については、農用地利用改善実施団体を中心とした話合いを推進し、担い手の確保や耕作放棄地としないための活動に努める。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

- (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件
 - ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する「農地所有適格法人」をいう。)が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。
 - ア 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件の全て(農地所有適格法人にあっては(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件の全て)を備えることとなること。
 - (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - (4) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
 - (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
 - (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者(農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。)がいるものとする。
 - (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
 - イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定 等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認めら れること。
 - ウ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として 利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができ ると認められること。
 - ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又は その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施によ り利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(アから(ウに掲げる要件(農地 所有適格法人にあっては、(ア及び(ウに掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の 規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範 囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
 - ③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転をを受けるとき、農地中間管理機構が農地中間管理事業又

は農業経営基盤強化促進法第7条第1号に掲げる事業の実施によって、利用権の設定等を受ける場合には、①の限りではない。

- ④ 利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会その他農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号。以下「政令」という。)第5条で定める者を除く。)は、次に掲げるすべてを備えるものとする。
 - ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安 定的に農業経営を行うと見込まれること。
 - ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等のうち1人以上 の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者に限る。)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた 後において備えるべき要件は、別紙1 のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定又は移転される利用権の存続期間又は残存期間に関する基準、当該利用権が賃借権である場合における借賃の算定基準及び支払いの方法並びに当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合における委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払の方法並びに所有権の移転の時期は別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

① 愛別町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受けようとする者(地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局

長通知。以下「基本要綱」という。)様式第7号に定める様式による開発事業計画の提出 を求める。

- ② 愛別町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合する と認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業計画の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施にあたり農地転用を伴う場合には、農地法に基づく農地転用の 許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)に基づく開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4)農用地利用集積計画の策定時期

- ① 愛別町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 愛別町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定又は移転された利用権の存続期間又は残存期間が経過する前に、利用権の設定等に係る当事者に対し、利用権の存続期間又は残存期間の満了予定日を通知するとともに、満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めることとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定又は移転を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 愛別町農業委員会は、認定農業者若しくは認定新規就農者(以下「認定農業者等」という。)から農用地について利用権の設定を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、愛別町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 愛別町の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農用地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体又は農業協同組合は、その構成員又は組合員に係る農用地の利用関係の改善を図るため、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定又は移転され

ている利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の90日までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 愛別町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請に基づき農用地利用集積計画を 定める場合、その計画内容が要請と一致するとき、愛別町農業委員会の決定を要しな い。
- ② 愛別町は、(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区から申出があったときは、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等促進事業の調整が調ったときは、愛別町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 愛別町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7)農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力がある かについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定又は移転を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間、並びに当該利用権が賃借権である場合にあっては借賃並びにその支払の相手方及び方法、当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準並びに決済の相手方及び方法
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的並びに当該 所有権の移転の時期並びに移転の対価並びに(現物出資に伴い付与される持分を含む。) その支払(持分の付与を含む。)の相手方及びその方法
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項

- ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地 を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の 条件
- イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法(昭和27年法律第229号)第6 条の2で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面 積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の 利用状況について愛別町農業委員会に報告しなければならない旨
- ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に 掲げる事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (†) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取り決めを実行する能力についての 事項
- ① ①に規定する者が設定又は移転を受ける利用権の条件その他利用権の設定等に係る法 律関係に関する事項並びに①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

① 愛別町は、農用地利用集積計画の案を作成するときは、(7)の②に規定する土地ごとに (7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべて の同意を得ることとする。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りるものとする。

- ② 共有者不明農用地等に係る農用地利用集積計画の同意手続の特例
 - ア 愛別町は、農用地利用集積計画を定める場合に、数人の共有に係る土地について、 2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないもの(以下「共有者不 明農用地等」という。)があるときは、愛別町農業委員会に対し、当該共有者不明農用 地等について共有持分を有する者であって確知できないもの(以下「不確知共有者」 という。)の探索を要請し、愛別町農業委員会は不確知共有者の探索を行う。
 - イ 愛別町農業委員会は、アの探索を行ってもなお共有者不明農用地等について2分の 1以上の共有持分を有する者を確知することができない場合、当該共有者不明農用地 等について共有持分を有するものであって知れているものの全ての同意を得て、法第 21条の3で掲げる事項を公示するものとする。

ウ 公示の日から起算して6月以内に不確知共有者が異議を述べなかったときは、当該 不確知共有者は、農用地利用集積計画について同意したものとみなす。

(9) 公告

愛別町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑦までに掲げる事項(⑦の農業経営の状況を除く)を愛別町公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告する。

(10) 公告の効果

愛別町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され、若しくは移転し、又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者は、毎年、農用地の利用状況の報告を愛別町農業委員会にするものとする。

(13) 紛争の処理

愛別町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後、借賃又は 対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の 設定等の当事者の一方又は双方の申し出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 愛別町の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9) の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者(法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。
 - ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
 - イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安 定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

- ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等のいずれもがその 法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。
- ② 愛別町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、 農用地利用集積計画のうち、その該当する賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る 部分を取消すものとする。
 - ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。
 - イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③ 愛別町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を愛別町の公報に掲載することその他所定の手段により公告する。
- ④ 愛別町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は 使用貸借は解除されたものとみなす。
- ⑤ 愛別町農業委員会は、(7)の⑥のアの条件に基づき賃貸借若しくは使用貸借が解除された場合又は②の規定による農用地利用集積計画の取消しがあった場合において、その農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業、あるいは農地中間管理機構の特例事業の活用を図るものとする。愛別町農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。
- (15) 農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関との連携の考え方 農用地の利用集積・集約化に当たっては、関係機関・団体が、農業者の意向や労働力、 機械装備の状況などに関連する情報を共有するとともに、それぞれの役割分担のもと、利 用権設定等促進事業の他必要な農地流動化対策を組み合わせるなど、効果的に促進するも のとする。

また、利用権の設定等を希望する農地所有者又は利用権の設定を受けることを希望する者に対しては、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業を活用するよう促すものとする。

- 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地 利用改善事業の実施の基準に関する事項
- (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

愛別町は、地域農業関係者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主

的努力を助長するため、地域農業関係者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当と認められる地縁的なまとまりのある地域とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

(2)の区域において、地域農業関係者等の組織する団体が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の調整を図るための農用地利用規程を作成し、それに基づいて認定農業者等の担い手へ農地の集積を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかに するものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を愛別町に提出して、農用地利用規程について愛別町の認定を受けることができる。
- ② 愛別町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なもの

であること。

- ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 愛別町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を愛別町公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託 に関する事項
- ③ 愛別町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
 - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積 をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託 を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について 利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること又は特定農業団体が当該申出に係 る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は認定計画とみな

(7)農用地利用規程の特例

- ① (5)の①に規定する団体は、その行おうとする農用地利用改善事業の実施区域を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図ることが特に必要であると認めるときは、当該実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び農地中間管理機構に限る旨を、当該認定農業者及び農地中間管理機構の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(6)の②に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 認定農業者の氏名又は名称及び住所
 - イ 認定農業者に対する農用地についての利用権の設定等に関する事項
 - ウ 農地中間管理事業の利用に関する事項
 - エ その他農林水産省令で定める事項
- ③ 愛別町は、①の規定により定められる農用地利用規程の申請があったときは、その旨を愛別町公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告し、当該農用地利用規程を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供する。この場合、利害関係人は、当該縦覧期間満了日までに当該農用地利用規程について、愛別町に意見書を提出することができる。
- ④ 愛別町は、①に規定する農用地利用規程について申請があった場合、(5)の②の要件のほか、次に掲げる要件に該当するとき、愛別町は(5)の①の認定を行う。
 - ア 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地につき 1 の(8)の権利を有する者(以下 「所有者」という。)の三分の二以上の同意が得られていること。
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等から当該農用地について利用 権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、当該認定農業者が当該利用権の設定 等を受けることが確実であると認められること。
- ⑤ ①に規定する事項が定められている農用地利用規程について、認定を受けた場合には、当該農用地利用規程に係る農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等(農地中間管理機構を除く。)は、当該農用地利用規程において利用権の設定等を受ける者とされた認定農業者及び農地中間管理機構以外の者に対して、賃借権、使用貸借による権利その他の農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号以下「施行規則」という。)第21条の4で定める使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は所有権の移転を行ってはならない。
- ⑥ ①の認定において、利用権の設定を農地中間管理機構に行う場合の当該利用権の設定 等の対価は、当該農用地の位置、形状、環境、収益性等を比較考量し、算出する。
- ⑦ ①の農用地利用規程の有効期間は、認定を受けた日から起算して5年とする。

⑧ ①の認定を受けた団体は、毎年3月に農用地利用改善事業の実施状況に関し、必要な報告をすることとする。

(8) 農用地利用規定の変更等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、(5)の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、愛別町の認定を受けるものとする。
 - ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、施行規則第 21 条の 5 で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は施行規則第 22 条で定める軽微な変更をしようとする場合はこの限りではない。
- ② 認定団体は、①のただし書きの場合(施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を愛別町に届け出るものとする。
- ③ 愛別町は、認定団体が(5)の①の認定に係る農用地利用規程(① 又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの)に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第13条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- ④ (5)の②及び(6)の③並びに(7)の③及び(7)の④の規定は①の規定による変更の認定について、(5)の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

(9) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(10) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 愛別町は、農用地の有効かつ適切な利用を図るため、必要があると認めるときは、農用地利用改善団体となる要件を備える団体に対して、農用地利用規程を定め、農用地利用改善事業を行うよう促す。
- ② 愛別町は、農用地利用改善団体が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときには、それぞれの組織の役割に応じて、農用地利用改善団体の主体性を尊重しながら、その団体の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

愛別町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で 必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての 普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織 的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらに は利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基 準の設定
- (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、その調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

愛別町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の4に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、地域担い手センターとして定めたあいべつ農業振興センター及びその他の関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

公益財団法人北海道農業公社や上川農業改良普及センター、上川中央農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう 教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、修学 旅行等の受け入れによるファームインや生産者との交流の場を設けたり、農業体験が できる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

あいべつ農業振興センターが主体となって北海道立農業大学校や上川農業改良普及センター、指導農業士等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの 話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

- ウ 経営力の向上に向けた支援
 - (2)に掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。
- エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導 青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青

年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金、農業次世代人材投資資金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の国の支援策や道の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

オ 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については担い手育成センターやあいべつ農業 振興センター、技術や経営ノウハウについての習得については北海道立農業大学校 等、就農後の営農指導等フォローアップについては上川農業改良普及センター、JA 組織、指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各 組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

- (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携
 - ア 愛別町は、愛別地区国営緊急農地再編整備事業による農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。
 - イ 愛別町は、中山間地域直接支払交付金事業等の各種事業によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。
 - ウ 愛別町は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲 作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に、厚生・伏古地区や協 和地区が行っているような面的な広がりで田畑輪換を実施する集団的土地利用を範と しつつ、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の 集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資 するよう努める。
 - エ 愛別町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営 基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

愛別町は、農業委員会、上川農業改良普及センター、上川中央農業協同組合、大雪土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を 各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な 経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、愛別町農業再生協議会等のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、愛別町は、このような協力の推進に配慮する。

第6 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

- 1 愛別町は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。
- 2 愛別町、愛別町農業委員会、上川中央農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業に実施に関し必要な事項については、別に定める。

附則

1 この基本構想は、令和4年 月 日から施行する。

別紙1(第5の1の(1)の⑥関係)

- 1 次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。
- (1) 地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供するため、利用権の設定等を受ける場合に限る。)
- (2) 農地法政令(昭和27年政令第445号)第2条第2項第1号に規定する法人(当該法人が対象土地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他当該法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供するため、利用権の設定等を受ける場合に限る。)
- (3)独立行政法人農業者年金基金(独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務の実施によって利用権の設定等を受ける場合に限る)(4)農地法政令第2条第2項第3号に規定する農林水産省令で定める法人(対象土地を当該法人が行う同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る)
- 対象土地の用途ごとに利用権の設定を受けた後において(1)から(4)に掲げる者が備える

べき要件は次のとおりとする。

- (ア) 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)
 - ···第5の1の(1)のアの(ア) (法第18条第3項第2号イ) に掲げる事項
- (4) 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的 に供される土地
 - ・・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること
- (ウ) 農業用施設の用に供される土地(開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設の用に供される土地を含む。
 - ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること
- 2 次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、対象土地を農用地以外の土地として 各事業に供する場合、用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定 等を行うものとする。
- (1) 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人(対象土地を農用地以外の土地として利用するため利用権の設定等を受ける場合に限る。)
- (2) 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地中間管理機構に対象土地について利用権の設定を行うため利用権の設定等を受ける場合かつ当該農地中間管理機構が当該農地所有適格法人に当該対象土地について利用権の設定を行う見込みが確実であるときに限る。)
- (3) 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の10第1項第2号に掲げる事業を行う農事組合法人(対象土地を農用地以外の土地として当該農事組合法人が行う事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。)
- (4) 森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行う生産森林組合(対象土地を農用地以外の土地として当該事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。)
- 対象土地の用途ごとに利用権の設定を受けた後において(1)から(4)に掲げる者が備えるべき要件は次のとおりとする。
 - (ア) 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的 に供される土地
 - ···・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること
 - (イ) 対象土地を農業用施設の用に供される土地(開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適切な土地を開発した場合におけるその農業用施設の用に供される土地を含む。)
 - ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること

- 3 次に掲げる者が利用権の設定を受けた後において、対象土地を農業用施設の用に供される 土地として各事業に供する場合、定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行う ものとする。
- (1) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲 げる事業を除く。)を行う法人(対象土地を農業用施設の用に供される土地として当該事業 に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。)
- (2) 農業近代化資金融通法政令(昭和36年政令第346号)第1条第6号、第8号又は第9号に掲げる法人(対象土地を農業用施設の用に供される土地として当該法人の行う事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。)
- 対象土地を農業用施設の用に供する場合に、利用権の設定を受けた後において(1)から (2)に掲げる者が備えるべき要件は次のとおりとする。
 - (ア) 対象土地を農業用施設の用に供される土地(開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適切な土地を開発した場合におけるその農業用施設の用に供される土地を含む。)
 - ・・・・その土地を効率的に利用することができると認められること

別紙2(第5の1の(2)関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存	②借賃の算定基準	③借賃の支払い方法	④有益費の償還
期間)			
1 存続期間は3 年	1 農地については、	1 借賃は、毎年農用	1 農用地利用集積計
(農業者年金制度関連	農地法第52条の規定	地利用集積計画に定	画においては、利用
の場合は10年、開発	により農業委員会が	める日までに当該年	権設定等促進事業の
して農用地とするこ	提供する地域の実勢	に係る借賃の全額を	実施により利用権の
とが適当な土地につ	を踏まえた賃借料情	一時に支払うものと	設定(又は移転)を受
いて利用権の設定等	報等を十分考慮し、	する。	ける者は、当該利用
を行う場合は、開発	当該農地の生産条件	2 1の支払は、賃貸	権に係る農用地を返
してその効用発揮す	等を勘案して算定す	人の指定する農業協	還するに際し民法の
る上で適切と認めら	る。	同組合等の金融機関	規定により当該農用
れる期間その他利用	2 採草放牧地につい	の口座に振り込むこ	地の改良のために費
目的に応じて適切と	ては、その採草放牧	とにより、その他の	やした金額その他の
認められる一定の期	地の近隣の採草放牧	場合は、賃貸人の住	有益費について償還
間)とする。ただし、	地の借賃の額に比準	所に持参して支払う	を請求する場合その

利用権を設定する農 用地において栽培を 予定する作目の通常 の栽培期間からみが 3年とすることがあられ もでないと認められ る場合には、3年と 異なる存続期間とす ることができる。

- 2 残存期間は、移転 される利用権の残存 期間とする。
- 3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。

して算定し、近傍の 借賃がないときは、 その採草放牧地の近 傍の農地について算 定される借賃の額を 基礎とし、当該採草 放牧地の生産力、固 定資産評価額等を勘 案して定める。

- 3 開発して農用地と することが適当な土 地については、開発 後の土地の借賃の水 準、開発費用の負担 区分の割合、通常の 生産力を発揮するま での期間等を総合的 に勘案して算定す る。
- 4 借賃を金銭以外の もので定めようとす る場合には、その借 賃は、それを金額に 換算した額が、上記 1から3までの規定 によって算定される 額に相当するように 定めるものとする。 この場合において、 その金銭以外のもの で定められる借賃の 換算方法について は、「農地法の一部を 改正する法律の施行 について」(平成13 年3月1日付け12経 営第 1153 号農林水産

ものとする。

3 借賃を金銭以外の もので定めた場合に は、原則として毎年 一定の期日までに当 該年に係る借賃の支 払等を履行するもの とする。 他法令による権利の 行使である場合を除 き、当該利用権の設 定者に対し名目のい かんを問わず、返還 の代償を請求しては ならない旨を定める ものとする。

2 農用地利用集積計 画においては、利用 権等設定等促進事業 の実施により利用権 の設定(又は移転)を 受ける者が当該利用 権に係る農用地を返 還する場合におい て、当該農用地の改 良のために費やした 金額又はその時にお ける当該農用地の改 良による増価額につ いて、当該利用権の 当事者間で協議が整 わないときは、当事 者の双方の申し出に 基づき愛別町が認定 した額をその費やし た金額又は増価額と する旨を定めるもの とする。

事務次官通知)第6に	
留意しつつ定めるも	
のとする。	

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限 る。)の設定又は移転を受ける場合。

①存続期間(又は残存	②借賃の算定基準	③借賃の支払い方法	④有益費の償還
期間)			
Iの①に同じ。	1 混牧林地について	Iの③に同じ。	I の④に同じ。
	は、その混牧林地の		
	近傍の混牧林地の借		
	賃の額、放牧利用の		
	形態、当事者双方の		
	受益又は負担の程度		
	等を総合的に勘案し		
	て算定する。		
	2 農業用施設用地に		
	ついては、その農業		
	用施設用地の近傍の		
	農業用施設用地の借		
	賃の額に比準して算		
	定し、近傍の借賃が		
	ないときは、その農		
	業用施設用地の近傍		
	の用途が類似する土		
	地の借賃の額、固定		
	資産評価額等を勘案		
	して算定する。		
	3 開発して農業用施		
	設用地とすることが		
	適当な土地について		
	は、Iの②の3と同		
	じ。		

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を 受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ	1 作目毎に、農業経	Iの③に同じ。	I の④に同じ。
	営の受託に係る販売	この場合において、	
	額(共済金を含む。)	Iの③中の「借賃」	
	から農業の経営に係	とあるのは「損益」	
	る経費を控除するこ	と、「賃貸人」とある	
	とにより算定する。	のは「委託者(損失が	
	2 1の場合におい	ある場合には、受託	
	て、受託経費の算定	者という。)」と読み	
	に当たっては、農業	替えるものとする。	
	資材費、農業機械施		
	設の償却費、事務管		
	理費等のほか、農作		
	業実施者又は農業経		
	営受託者の適正な労		
	賃・報酬が確保され		
	るようにするものと		
	する。		

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準

土地の種類及び農業上の利用 目的毎にそれぞれ近傍類似の 土地の通常の取引(農地転用 のために農地を売却した者 が、その農地に代わるべき農 地の所有権を取得するため高 額の対価により行う取引その 他特殊な事情の下で行われる 取引を除く。)の価格に比準 して算出される額を基準と し、その生産力等を勘案して 算定する。

②対価の支払方法

農用地利用集積計画に定める 所有権の移転の対価の支払期 限までに所有権の移転を受け る者が所有権の移転を行う者 の指定する農業協同組合等の 金融機関の口座に振り込むこ とにより、又は所有権の移転 を行う者の住所に持参して支 払うものとする。

③所有権の移転の時期

農用地利用集積計画に定める 所有権の移転の対価の支払期 限までに価の全部の支払いが 行われたときは、当該農用地 利用集積計画に定める所有権 の移転の時期に所有権は移転 し、対価の支払期限まで対価 の全部の支払いが行われない ときは、当該所有権の移転に 係る農用地利用集積計画に基 づく法律関係は失効するもの とする。

なお、農業者年金基金又は農 地中間管理機構が所有権の移 転を行う場合の取扱いについ ては、それぞれの定めるとこ

		ろによるものとする。
1		
1		710000000000000000000000000000000000000